

令和 7 年 10 月

保護者様

三原市教育委員会教育長
(学校給食課)
(学校教育課)

アレルギー疾患対応に係る書類提出について (お願い)

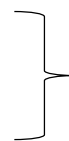
三原市では、アレルギー疾患のある児童の学校生活をより安心して安全なものとするために、学校生活において配慮や管理を必要とする場合は、児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握して対応することとしています。

ついては、下記のとおり書類を提出してください。

アレルギー疾患があっても、学校で特別な配慮を必要としない場合は、以下の書類提出は不要です。就学時健診案内時同封の水色の様式 1-1「アレルギー疾患の実態調査について (お願い)」を、入学説明会に就学予定学校へ提出してください。

1 提出書類

- (1) 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)
- (2) 特定食物アレルギー対応除去食 指示書
(指示書は、食物アレルギーがある場合のみ)



様式 15-1 主治医様宛のお願い文と「学校生活管理指導表活用のしおり」と合わせて主治医に提示し、記載してもらってください。

- (3) アレルギー疾患事前調査票  裏面の緊急時の連絡先まで記入してください。

※なお、医療機関が記載する「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」及び「特定食物アレルギー対応除去食 指示書」の作成にかかる費用については、保護者負担となりますのでご了承ください。

2 提出期限

令和 8 年 1 月末 (土・日・祝日を除く、8 : 15 ~ 16 : 30)

3 提出先

就学予定学校 (三原市立小学校)

4 学校におけるアレルギー疾患対応の流れ (裏面参照)

学校によって、具体的なスケジュールが異なります。
詳しくは、学校から連絡があります。

問い合わせ先

食物アレルギーでの給食の対応について 学校給食課 0848-68-0149
食物アレルギー以外での対応について 学校教育課 0848-67-6154

<新入学児童用>

学校におけるアレルギー疾患対応の流れ

三原市では、アレルギー疾患があるお子さんの学校生活を、より安心して安全なものとするため、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」に基づき、アレルギー疾患について、詳しい情報を把握したうえで、共同調理場や消防署など各関係機関とも連携して、組織的かつ統一的な取り組みを進めていきます。

10月 教育委員会から、就学時健康診断の案内文とあわせて、「アレルギー疾患実態調査」の用紙が送付される。



1月～2月

各学校の入学説明会でアレルギー疾患実態調査の用紙を全員提出

アレルギー疾患があり、学校生活での配慮・管理が必要な場合

1月末まで

つぎの書類を準備し、入学予定の学校へ提出。(書類は、各学校及び教育委員会・就学健診会場にあります)

- ① 学校生活管理指導票
- ② 食物アレルギー除去指示書
- ③ アレルギー疾患事前調査票



① ②は主治医に記載してもらう。
症状がかわらないが配慮を必要とする場合も毎年必要。



2月～3月 取組プラン(案)を基に、学校と保護者が面談し、取組内容を確認。



3月 アレルギー疾患対応委員会(学校)で対応を協議し、取組プランを決定。



3月 学校は、取組プランを保護者に提示し、同意を得る。



3月～4月

学校は、関係機関(共同調理場、消防署、学校教育課)へ必要書類を提出し、連携を図る。



4月～

学校は、取組プランに基づき、対応する。